

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 計量器の定期検査の実施

豚等の移入の禁止の解除

土地改良区の定款の変更の認可(二件)

県営土地改良事業の変更計画の決定(二件)

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地収用法による事業の認定

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 消防設備士試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百四十九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定に基づき、米

子市に所在する計量の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三
条の規定により告示する。

昭和五十八年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十八年六月十四日から
昭和五十九年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和五十八年
六月十四日

米子市 米子市彦名公民館

昭和五十八年
六月十五日

米子市 米子市崎津公民館

昭和五十八年
六月十六日

米子市 米子市大篠津公民館

昭和五十八年
六月十七日

米子市 米子市和田公民館

昭和五十八年
六月二十一日

米子市 米子市富益公民館

昭和五十八年
六月二十二日

米子市 米子市夜見公民館

昭和五十八年
六月二十三日

米子市 米子市尚徳公民館

午後一時から
午後三時まで

米子市 米子市巖公民館

鳥取県告示第四百五十号

昭和五十八年三月鳥取県告示第二百二十八号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和五十八年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を昭和五十八年五月十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を昭和五十八年五月十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（北条地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年五月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（郡家地区は場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十八年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年五月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百五十五号

昭和五十八年四月十三日付けで倉吉市から申請のあった土地改良（志津地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年五月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十六号

昭和五十八年四月一日付けで関金町から申請のあった土地改良（堀地区農地造成）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年五月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

淀江町

二 事業の種類

淀江町立歴史民俗資料館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡淀江町大字福岡字谷川地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

淀江町役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

昭和五十八年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年五月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年五月十四日（土）午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 第十三回参議院議員通常選挙について

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12の規定により公告する。

昭和58年5月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 筆記試験 昭和58年8月26日(金)午前9時から

イ 実技試験 昭和58年8月26日(金)午後1時30分から

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

2 試験の種類

(1) 甲種消防設備士試験

(2) 乙種消防設備士試験

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行う。

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

所定の用紙により試験の種類及び消防法施行規則第83条の3の指定区分(以下「指定区分」という。)ごとに提出すること。

イ 受験資格を有することを証明する書類(甲種消防設備士試験を受験する者のみ)

ウ 写真(受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもの)1枚

(2) 受験願書等の受付期間

昭和58年6月10日(金)から同年6月30日(木)まで(郵送の場合
は、昭和58年6月30日までの消印のあるものは、有効とする。)

(3) 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

(4) 受験手数料等

ア 受験手数料

甲種消防設備士試験 一の指定区分につき 3,000円

乙種消防設備士試験 一の指定区分につき 2,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

ウ 既納の手数料は返還しない。

5 その他

(1) 受験願書用紙は、各消防本部(局)、社団法人鳥取県消防設備保守協会又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。

(2) その他不明な点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7063)に問い合わせること。